



熊本県人権フェスティバル



熊本県では、11月10日から12月10日までを「熊本県人権月間」と定め、人権に関するさまざまな広報啓発活動を行っています。その一環として、県民の皆さまに人権を身近に感じていただくため、人権フェスティバルを開催します。

日時：2024年11月30日(土) 12:00~16:30 (開演13:00)
場所：ホテル熊本テルサ (テルサホール) 熊本中央区水前寺公園28-51
主催：熊本県・熊本県人権啓発推進協議会
熊本県人権啓発活動ネットワーク協議会
主な内容：☆pecoさんトークショー、吉川誠司さん講演会 など
☆パラスポーツ ボッチャ体験、UDeスポーツ経験コーナー、
レインボーボディペイントブースなど



熊本県人権フェスティバル

※講演会の事前申込はすでに終了しておりますが、各体験コーナーは申込不要です。

人権に関する相談窓口

専門の相談員が、電話で人権に関する相談をお受けします。

相談専用TEL 096-384-5822

受付時間 月曜日~金曜日

【祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く】
9:00~12:00、13:00~16:00

熊本県人権センター

(熊本県人権同和政策課内)

Eメール: jinken@pref.kumamoto.lg.jp

みんな大好きコッコロクイズ

正解された方の中から抽選で5名の方に、コッコログッズをプレゼントします。当選者の発表は賞品の発送をもって替えさせていただきます。

Q 令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日より事業者による障がいのある人への〇〇〇配慮の提供が義務化された。「〇〇〇」に入る言葉は何でしょうか?

応募期間：令和6年(2024年)12月31日(火)まで
応募方法：郵送またはメールにて氏名、住所、電話番号、クイズの答えを記入のうえ、下記連絡先まで送付ください。

送付先 〒862-8570 熊本中央区水前寺6-18-1
熊本県人権センター (熊本県人権同和政策課内)

人権センター新着図書(令和6年8月購入)

人権課題	題名(著者等名)
全般	絵で見てわかる人権(岩本一郎)
全般	君たちはどう生きるか(吉野源三郎)
高齢者の人権	もう、会話するのも大変!高齢親への言葉がけシーン別実例53(柳本文貴)
部落差別(同和問題)	〈寝た子〉なんているの?見えづらい部落差別と私の日常(上川多実)
部落差別(同和問題)	2023年度版 全国のあいつぐ差別事件(部落解放・人権研究所)
部落差別(同和問題)	差別する人の研究-変容する部落差別と現代のレイシズム(阿久澤麻理子)
外国人の人権	多文化共生と人権-諸外国の「移民」と日本の「外国人」(近藤敦)
ハンセン病	13歳から考えるハンセン病問題(江連恭弘・佐久間健)
性的指向・性自認に関する人権	自治体職員のためのLGBTQ理解増進法逐条解説ハンドブック(鈴木秀洋)
全般	海をあげる(上間陽子)
水俣病をめぐる人権	豊饒の浜辺から 第六集(水俣病センター相思社)

熊本県人権情報誌

コッコロ通信

vol.57
2024.11



熊本県人権啓発キャラクター「コッコロ」

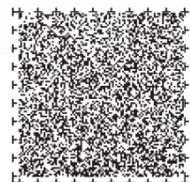


もくじ

- P.1 秋もコッコロ大活躍!人KENまもる君・人KENあゆみちゃんと一緒に、ヴォルターズ開幕節に参加しました。
- P.2 部落差別(同和問題)のない社会を実現するために
熊本ヴォルターズ開幕節で啓発活動を行いました
- P.3 障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現に向けて
- P.4 お知らせ(人権フェスティバル/人権相談窓口/コッコロクイズ/人権センター新着図書)



この情報誌には音声コードが印刷されています。



Uni-Voice

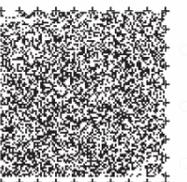
ホームページへのアクセスは

熊本県人権センター で 検索

※右のQRコードを読み取ってもアクセスできます。



発行者：熊本県
所属：人権同和政策課
発行年度：令和6年度(2024年度)



Uni-Voice

部落差別(同和問題)のない社会を実現するために

部落差別(同和問題)は、居住地や出身地を理由に差別され、全ての国民に保障されている基本的人権が、完全には保障されていないという重大な人権問題です。

～県内において、今もなお以下のような部落差別事象が発生しています～

- インターネット上に差別書き込みをする。
- 土地購入等に際して、自治体に同和地区の有無や所在地についての問い合わせをする。
- 結婚の際に出身地等を理由に反対する。
- 公共の場所に差別落書きをする。
- 特定の地域や個人に対し、差別発言をする。



私たち一人一人が、部落差別(同和問題)について正しい知識と理解を深めるとともに、自らの問題としてとらえ、具体的な行動につなげていくことが大切です。



熊本ヴォルターズ開幕節で 人権啓発活動を行いました!

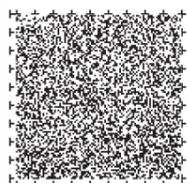
10月6日、日曜日に熊本県立総合体育館で行われた熊本ヴォルターズ開幕節(アルティエリ千葉戦)で人権啓発活動を行いました。

「一緒につくろう!一人一人を大切にする熊本」をスローガンに、人権啓発キャラバン隊のコッコロ隊によるダンスや、人権ブースを設置して人権グッズを配布するなど、県民の皆さんに人権を身近に感じていただく取り組みを行いました。

- 会場で行ったアンケートでは、人権を意識する場面について、
- ・いじめ問題のニュースを見たとき
 - ・仕事で多国籍の方々と関わったとき など、
- 普段の生活の中で意識することがあるとの回答が寄せられました。また、これから心がけようと思っていることについては、
- ・障害のある方や社会的に弱い立場の方への心配りを意識したい
 - ・多様性を認める
 - ・どのような場面でも思いやりをもって行動する

など、様々な観点から人権を意識した発言や行動を心がけるような意見が寄せられました。

これからも熊本ヴォルターズと一緒に人権啓発活動を行っていきます。皆さんも「一人一人を大切にする熊本」の実現に向けて一緒に取り組みましょう。



Uni-Voice

障がいのある人もない人も共に 生きる社会の実現に向けて

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正されました

令和6年4月より事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現のために「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を掲げ、共生社会を実現することを目的としています。

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 →義務

内閣府発行のリーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました」より

合理的配慮とは?

行政機関等や事業者が事務・事業を行う際に、障がいのある人から社会の中のバリアを取り除くために、何らかの対応を求められた時、実施に伴う負担が過重でない場合には、必要かつ合理的な配慮をしなければなりません。

合理的配慮の提供の例としては、以下のようなものがあげられます。

- ・意思を伝え合うため、絵や写真のカードやタブレット端末等を使った。
- ・車いす利用の方から、段差で移動が困難であるとの申し出があったため、携帯スロープなどで補助を行った。
- ・難聴の方から、講義内容が雑音で聞き取りにくいとの申し出があったため、聞き取りやすい位置に座席を変更した。



合理的配慮には「建設的対話」が必要です

障がいのある人と事業者等が対話を重ね、共に解決策を検討していく「建設的対話」が重要です。申し出への対応が難しい場合でも、障がいのある人と事業者等の双方が持っている情報や意見を伝え合い、「建設的対話」に努めることで、目的に応じて代わりの手段を見つけていくことができます。

出前講座を実施しています!

「障害者差別解消法」の概要や、そもそも障がいにはどんな種類があるのか、どんな接し方をしたらいいのか、どんなことが差別にあたるのか、など、さまざまな疑問をわかりやすくご説明します。ぜひご活用ください!

◇電話: 096-333-2236 又は 096-333-2244 (熊本県障がい者支援課内)

◇Fax: 096-383-1739

◇メール: tokuteisodan@pref.kumamoto.lg.jp

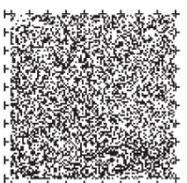


QRコード

※お申込みは、以下の熊本県HPも御確認ください。
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/1966.html>

熊本県 障害者差別解消法 検索

若しくは左記のQRコードをご利用ください。



Uni-Voice

